

安全から元気を起こす戦略

平成23年4月

安全から元気を起こす懇談会

安全から元気を起こす懇談会

こばやし まさお
小林 正夫

厚生労働大臣政務官

(参集者)

たか いわお
高 巖

麗澤大学経済学部長

ないとう めぐみ
内藤 恵

慶應義塾大学法学部教授

にし の あつし
西野 濃

日本鉄鋼連盟安全衛生推進委員会委員長

のぐち かずひこ
野口 和彦

株式会社三菱総合研究所理事

のなか ただし
野中 格

野中労務安全事務所所長

(敬称略・50音順)

開催経過

●第1回 平成23年1月26日(水)

議題 論点について

現場視察 JFE スチール株式会社東日本製鉄所京浜地区現場視察

●第2回 平成23年2月24日(木)

議題 産業現場における自主的な労働災害防止活動を活性化
させる戦略について

●第3回 平成23年4月26日(火)

議題 安全から元気を起こす戦略について

目次

第1章 基本的な考え方

- 1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2. 労働災害の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3. 行政における労働災害防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第2章 企業における安全活動を活性化する戦略

戦略1. 安全活動に意欲のある企業が評価される仕組みづくり・・・・・・・・・・ 9

- (1) 現状と課題
- (2) 具体的な戦略
 - ① 『安全プロジェクト』を立ち上げる
 - ② 市場におけるインセンティブをつくる

戦略2. 企業の安全活動の活性化を支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

- (1) 現状と課題
- (2) 具体的な戦略
 - ① 企業における安全文化を醸成
 - ② 安全の現場力を維持・向上

戦略3. 人材が生き生きと活躍できる職場づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

- (1) 現状と課題
- (2) 具体的な戦略
 - ① 中小企業における若者の安全教育を支援
 - ② 大学等における安全教育を実施
 - ③ 将来の労働力を支える女性や高齢者が活躍していくための職場づくり

戦略4. 安全に対する意欲を呼び起こす公共工事を推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

- (1) 現状と課題
- (2) 具体的な戦略

第3章 戦略の進め方

- 1. 企業における安全活動を活性化する戦略の進め方・・・・・・・・・・・・ 18
- 2. 死亡災害の増加等の緊急な課題への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 3. 震災復旧・復興工事における労働災害防止対策・・・・・・・・・・・・ 20
- 4. 終わりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

第1章 基本的な考え方

1. はじめに

労働災害は長期的には減少してきているが、依然として、107,518人（平成21年）の方が休業4日以上災害に被災され、1,075人（平成21年）の方が亡くなられている。これは、1日約300人の方が大きなケガなどをされており、1日約3人の方が亡くなられていることになる。

我々は働くことで所得を得てこれを消費し家計を成り立たせている。働くことは国民生活の基本である。労働災害が発生すれば、働く方ご本人だけでなくご家族にも暗い影を落とす。また、企業や産業界、国にとっても大きな損失である。

このようなことから、平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略～元気な日本復活のシナリオ～」では「2020年までに労働災害発生件数を3割削減」することが目標とされたところである。

しかしながら、平成22年については、平成23年3月現在の速報値で、労働災害による死亡者数は1,153人と前年同期と比べて129人、12.6%増加、休業4日以上死傷者数は93,414人と前年同期と比べて1,757人、1.9%増加している状況である。

厚生労働省では、このような労働災害の増加に歯止めをかけるべく、昨年9月に緊急対策の実施を都道府県労働局長に指示し、労働災害防止対策を展開しているところであるが、労働災害を根本的に減らしていくためには、企業における安全活動を活性化させることが不可欠である。それもより積極的な安全活動である。

すなわち、安全な職場とは、生産性が高く、「良い仕事」をする職場であり、さらに、働く方の能力向上や働きがいの充実を通して働く方の元気、家族の元気、企業の元気を産む、「日本の元気」を取り戻す源である。この新たな安全活動を大きく展開するには、一企業の努力だけでできるものではない。働く方、家族、社会といった多様なステークホルダーの協力があってこそ成しうるものであり、厚生労働省はそのような環境の整備に取り組まなければならない。

本懇談会では、このような認識のもと、行政による労働災害防止対策の推進と企業における安全活動の活性化の両輪で、労働災害を根本的に減らしていくための戦略を議論してきた。

ところで、今般の東日本大震災では、多くの人命が失われ、東北地方を中心に未曾有の甚大な被害となった。この震災で、改めて、家族が安全であることが大きな願いであり、安全に働くことができることの重みを噛みしめた。被災地では、未だ多くの方が避難生活を余儀なくされているとともに、関東地方や東北地方にあっては電力不足が危惧されるなどその爪痕は大きい。これから、被災地が一日も早く復興するとともに、働く人が仕事に働きがいを感じそのご家族が安心して暮らせる元気な日本を創る必要がある。

本提言は、労働災害を根本的に減らしていくための戦略とあわせて、震災復旧・復興

工事が安全に実施されることは日本が元気を取り戻すための第一歩と位置づけ、その対策の方向性を示したものである。

2. 労働災害の現状

労働災害は死亡災害、死傷災害ともに長期的には減少してきている。しかしながら、建設業では、約6割の企業が、最近の厳しい経営環境で安全衛生管理活動が支障若しくは後退としているとする調査結果¹があるなど、企業の安全活動は盤石なものとは言い切れない。特に、中小企業では景気や取引先企業との関係に大きく左右されるとともに、基本的な安全活動のノウハウそのものも十分でない場合がある。また、労働安全衛生関係法令の違反も後を絶たないところである。

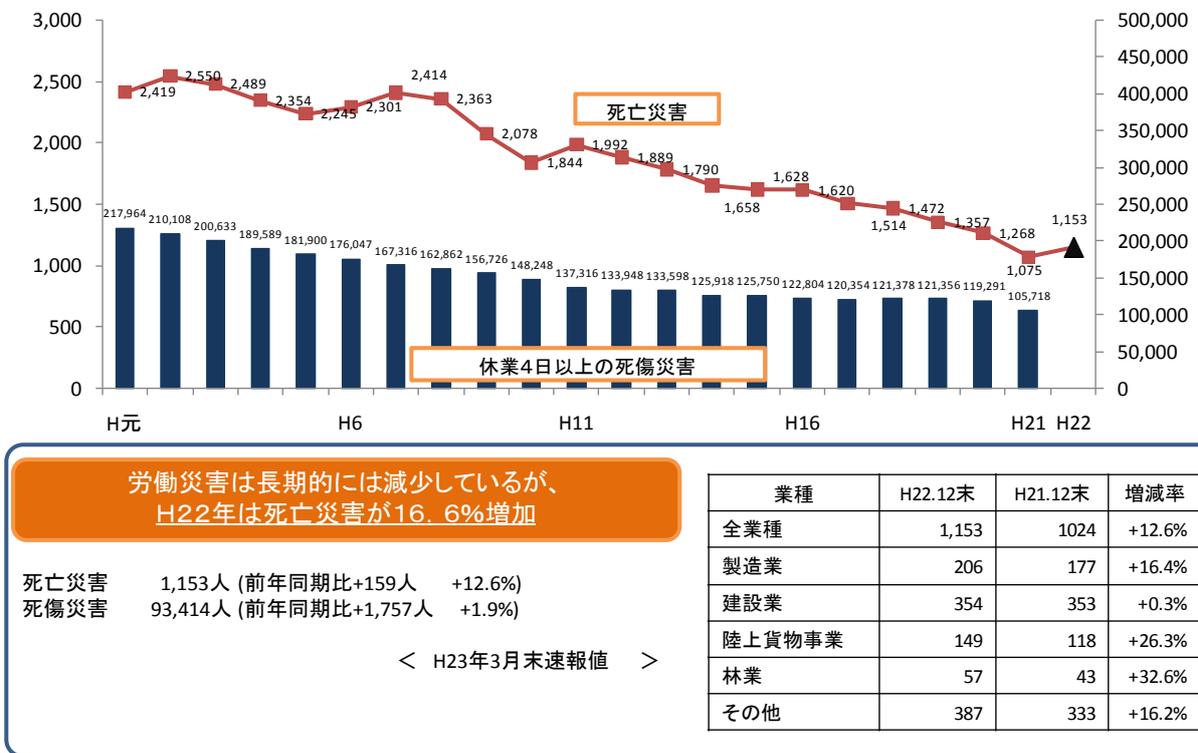


図1 労働災害発生状況の推移

¹ 建設業労働災害防止協会「建設業における安全経費の取扱い等に関するアンケート調査(2009年5月)」

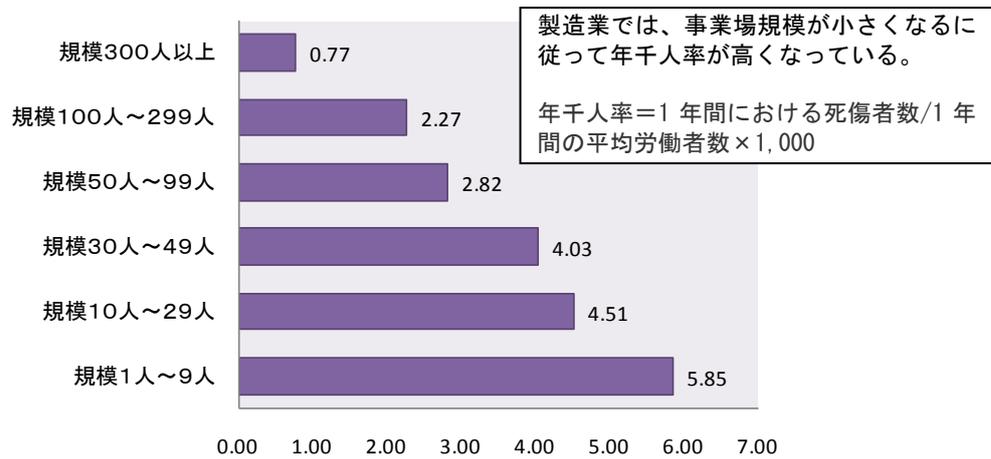


図2 事業場規模別千人率²

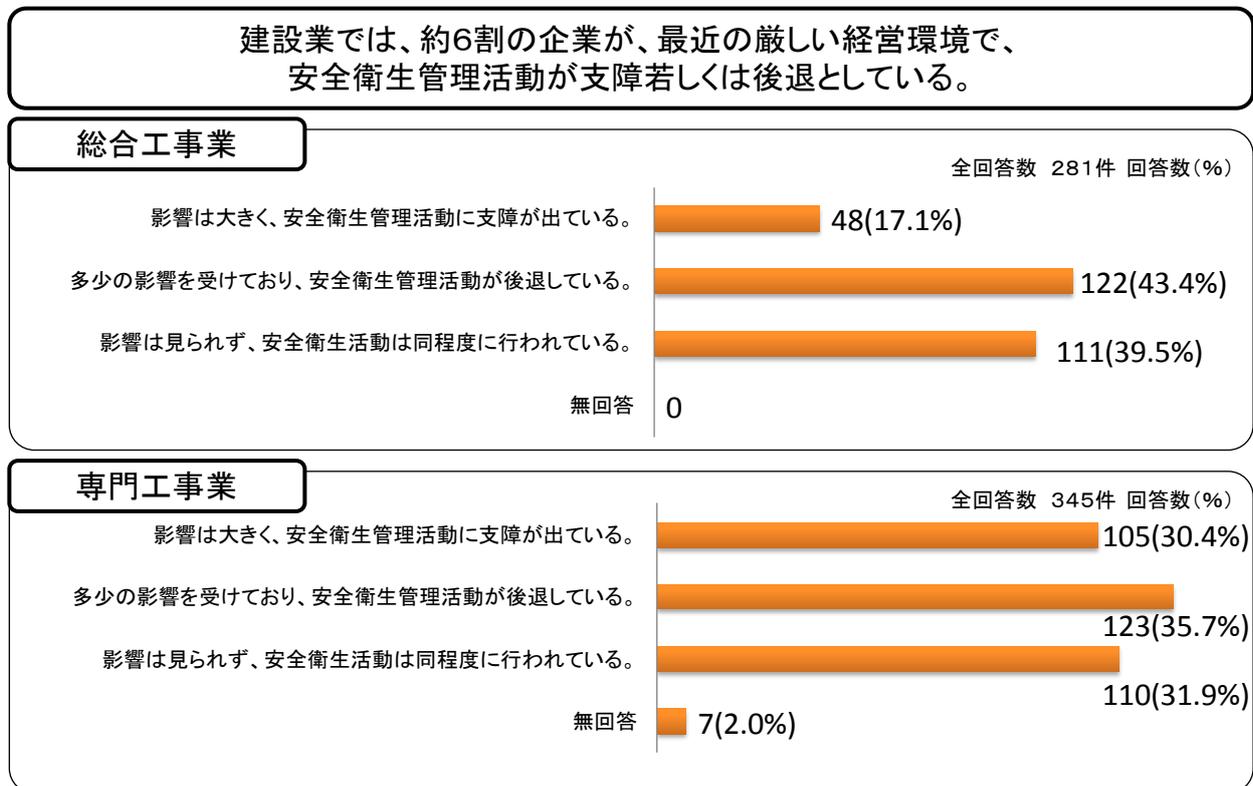


図3 「建設業における安全経費の取扱い等に関するアンケート調査」建設業労働災害防止協会

このような中、平成22年については、死亡災害、死傷災害ともに増加している状況にある。

(1) 死亡災害の発生状況

平成23年3月現在の速報値で、平成22年の労働災害による死亡者数は1、1

² 平成21年経済センサス（総務省統計局）、労働者死傷病報告をもとに作成

53人と前年同期と比べて129人、12.6%増加しているが、災害の発生状況を分析すると、以下のとおり特定の業種や事故の型、さらには記録的な猛暑による熱中症が目立っている。

① 建設業における墜落・転落災害

建設業における墜落・転落災害による死亡者数は155人であり、前年同期と比べて15人増加している。この特徴的な要因としては前年発生していないつり足場の組立て・解体作業中の事故であり、9人の方が亡くなっている。うち、8人については橋梁の改修等の際に発生している。

② 陸上貨物運送事業における交通労働災害

平成22年の交通事故全体の死亡者数は4,863人と過去最少を更新している³一方で、陸上貨物運送事業における交通事故による死亡者数は88人と前年同期と比べて24人増加している。この特徴としては深夜時間帯の事故がとりわけ増加している。

③ 熱中症

昨夏の記録的な猛暑の影響を受け、45人（うち建設業15人、製造業9人、運送業2人、農業6人、警備業2人、林業1人、その他6人）が熱中症で亡くなっている。

④ 林業における労働災害

林業作業中の死亡者数は57人に達し、前年同期に比べて14人増加している。間伐作業中の災害が4割を占めているほか、不適切な「かかり木」処理や複数の労働者が比較的接近して作業していたことが原因である災害が発生しており、また、建設業などの他業種からの新規参入を背景として経験年数が少ない高齢者が被災する災害も発生している。

(2) 死傷災害の発生状況

平成23年3月現在の速報値で、休業4日以上之死傷者数は93,414人で前年同期に比べて1,757人に増加している。この大きな要因は、小売業や社会福祉・介護事業などのいわゆる第3次産業における転倒や腰痛などの労働災害である（従来から災害多発業種とされている建設業、製造業における死傷災害は、それぞれ、前年同期に比べて47人減、78人減である。）。

社会福祉・介護事業については、介護の需要の高まりにより介護に従事する労働者が増加してきているという背景がある。また、小売業などについては、基本的な安全衛生管理がまだ定着しきれていない中であって、個人消費の回復等による需要の増大に対応した取組がなされなかったことが懸念される。

³ 警察庁発表「平成22年中の交通死亡事故の特徴及び道路交通法違反取締状況について(2011年1月)」

3. 行政による労働災害防止対策

厚生労働省は、労働災害の発生状況等をもとにして、事業者として措置すべき必要な安全対策を労働安全衛生関係法令等として打ち出している。また、都道府県労働局・労働基準監督署を指揮して事業者に対しその遵守の徹底を指導している。

上記2（1）で述べたとおり、平成22年は死亡災害が増加していることから、厚生労働省は、平成22年9月に「死亡災害の増加に対応した労働災害防止緊急対策⁴」を策定し、関係事業者の指導を強化したところである。緊急対策開始後の9月、10月の死亡者数はピーク時の7月、8月の高水準状態を脱した。しかしながら、前年同月を下回することはできておらず、11月以降、再び大幅に増加している。また、重点対象としていた建設業における墜落・転落防止対策、陸上貨物運送事業の交通労働災害防止対策については、前年同月を下回る月もあり、一定の成果は認められるが、厚生労働省においては、引き続き、平成22年に増加した災害を重点対象とした一層の取組が必要である。

また、東日本大震災により未曾有の被害を受けた被災地については、一日も早く、復旧・復興を安全に成し遂げる必要がある。平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、復旧工事に従事された40人の方が亡くなり、944人の死傷者を出したことを踏まえ、今般の復旧・復興工事に従事される方の安全確保に全力で取り組む必要がある。

このような再発防止対策や労働安全衛生関係法令等の遵守の徹底とともに、厚生労働省は、平成11年に「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」を策定（平成18年3月改正）し、企業が自主的な安全衛生活動を計画、実施、評価、改善（いわゆるPDCA）で実施する仕組みである労働安全衛生マネジメントシステムの普及を図っている。また、生産工程の多様化・複雑化が進展するとともに、新たな機械設備や化学物質などが導入されていることで労働災害の原因が多様化していることを背景に、平成17年に労働安全衛生法が改正され、労働安全衛生マネジメントシステムの核となるリスクアセスメントが努力義務とされた。この意義は、過去の労働災害を教訓にして国が定めた最低基準を遵守する「後追い型」に加えて、企業自らが職場に潜む危険を探り出しこれを改善するという「先取り型」の考え方が明確に導入されたことである。

厚生労働省が事業者団体に対し行ったアンケートで、労働災害が、近年、中長期的に減少してきている要因として、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムといった先取り型の安全活動の展開が功を奏しているとの結果⁵が出ている。

このように、法令に定める最低基準の遵守とともに、企業による自主的な安全活動が行われてこそ、効果的に労働災害を減少させることができるのである。

⁴ 平成22年9月6日付け基発0906第1号「死亡災害の増加に対応した労働災害防止緊急対策の徹底について（緊急要請）」

⁵ 厚生労働省「平成21年における死亡災害・重大災害発生状況等について（2010年5月）」

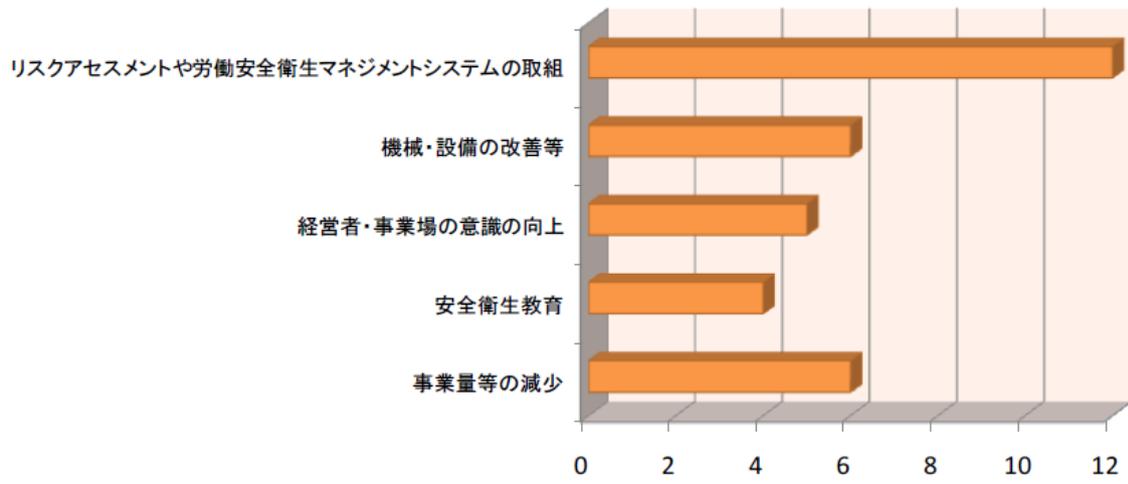


図4 製造業における労働災害の減少要因⁴（複数回答 N=27）

第2章 企業における安全活動が活性化される戦略

企業の安全活動を取り巻く環境をみると、景気の影響に左右されやすいこと、労働災害が長期的には減少してきていることによるマンネリ化・形骸化、さらには、産業現場の安全を支えてきた団塊世代のベテラン労働者が大量退職していることによる安全ノウハウの消失が懸念されるなど、その状況は予断を許すものではない。

しかしながら、これから求められる企業の労働災害防止活動は、このような閉塞感を打ち破り、「働く方の元気」、「家族の元気」「企業の元気」への投資であるべきである。ここでは、そのための戦略を以下にまとめる。

戦略1. 安全活動に意欲のある企業が評価される仕組みづくり

(1) 現状と課題

労働災害が発生すれば、働く方ご本人だけでなくご家族にも暗い影を落とす。また、企業や産業界、国にとっても大きな損失である。

最近では、CSR（Corporate Social Responsibility；企業の社会的責任）報告書やホームページ上で自社の安全活動や労働災害発生状況を公表している企業もある⁶。もとより、企業は労働安全衛生関係法令の遵守や民事上の安全配慮義務を果たす必要があるが、社会全体としてこのような企業の安全活動を注視し、安全活動に意欲のある企業が評価される環境が整備されることが必要である。これにより、今後の安全活動が、「働く方の元気」、「家族の元気」「企業の元気」の礎として評価され、投資対象としての関心が加速される。製品やサービスの品質は消費者の関心を集めるところであるが、製品やサービスの品質とそこで働く方の安全は一体のものであり、ともに企業のマネジメントのレベルを示すものとして重要な指標である。

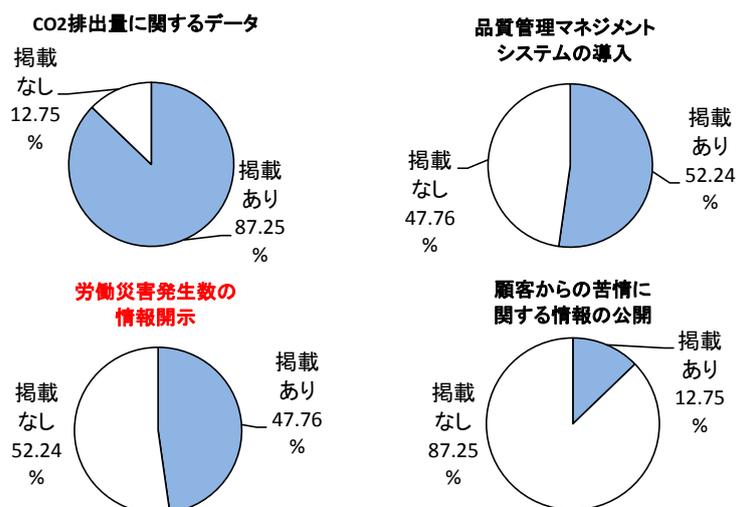


図5 CSR報告書への項目別掲載状況⁵

⁶ 2009年版CSR報告書情報開示調査の傾向について(CANPAN CSR プラス運営事務局)

(2) 具体的な戦略

① 『安全プロジェクト』を立ち上げる

安全プロジェクトは安全活動に熱心に取り組んでいる企業が国民や取引先に注目されるための運動である。賛同する企業は、自社の安全活動や労働災害発生状況をホームページで国民に見えるように公表し、厚生労働省のホームページにプロジェクトメンバとして掲載（自社のホームページへリンク）される。

この取組により、安全向上に取り組んでいる企業が明らかとなり、企業価値（安全ブランド）の向上に繋がることが期待される。

② 市場におけるインセンティブをつくる

安全ブランドとして認知されることが、具体的な企業投資や消費者の選択行動において重要な要素となることが望ましい。厚生労働省は、関連する調査研究を進め、環境整備を図っていくべきである。

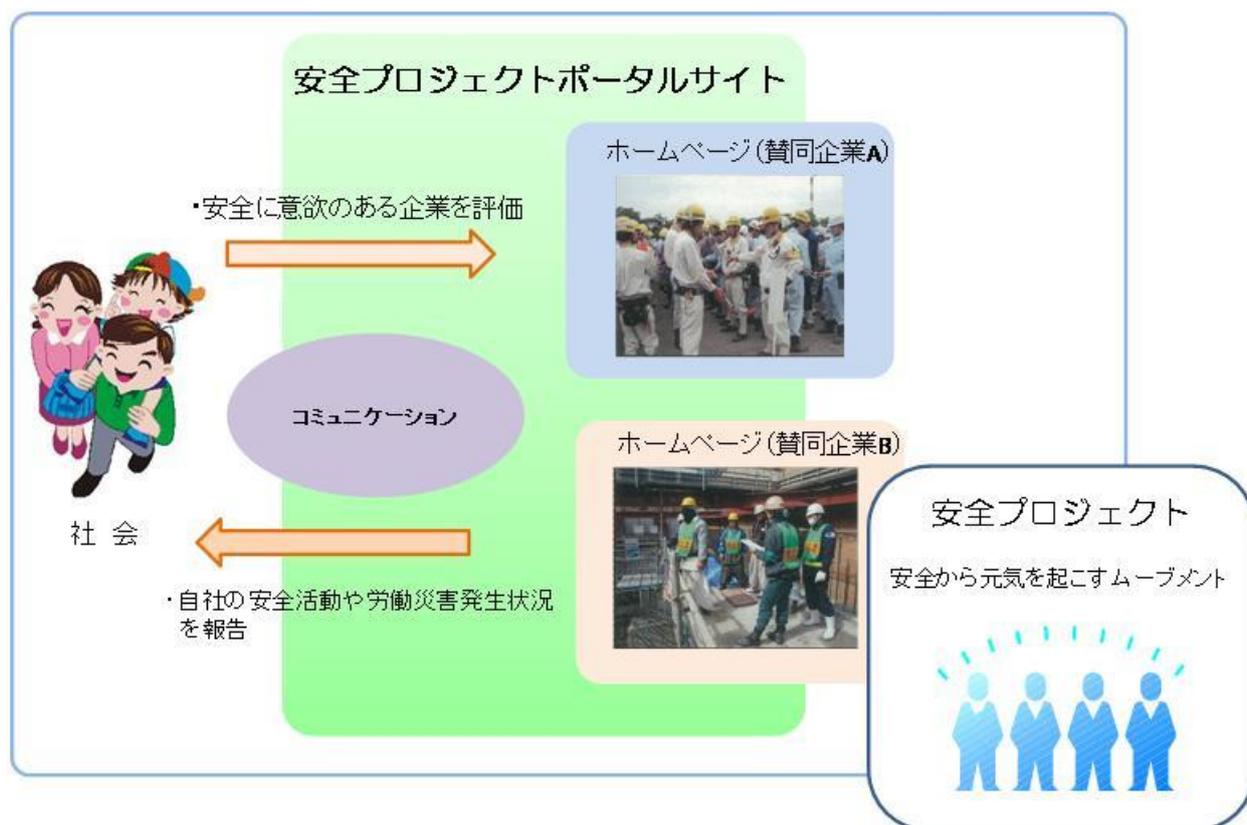


図6 安全プロジェクトの概要

戦略2. 企業の安全活動の活性化を支援

(1) 現状と課題

企業は組織である。組織における安全は、労働者個人単位でできることには限りがあり、現場チーム単位、あるいは企業全体で取り組んでこそ初めて安全を保つことができる。

仮に、組織の体質が安全意識に乏しいものであれば、たとえ一人の労働者が危険（リスク）に気づいていたとしても、「ラインを止めれば迷惑がかかる。」「これまで事故が起きなかったのだから、今後も事故は起きない。」といったように、その声は沈黙してしまい、安全措置がなされることなく、大きな事故につながってしまう可能性がある。実際に、労働安全衛生関係法令の違反は後を絶たないところであり、上記のようなことを原因とする災害も少なくないところである。

「安全文化」という言葉は、「セイフティ・カルチャー」(Safety Culture) の訳語である。この安全文化が国際的な場で広く議論されるようになったのは、旧ソ連のチェルノブイリ原子力発電所事故（1986年）に関し、国際原子力機関（IAEA）の事務総長諮問グループである国際原子力安全諮問グループ（INSAG）が報告書「チェルノブイリ事故の事故後検討会議の概要報告書（INSAG-1 1986年）」においてとりあげてからのことである。

日本においては、ウラン加工施設事故、宇宙開発分野におけるH-IIロケットの打ち上げ失敗、鉄道トンネルにおける相次ぐコンクリート落下事故等の事故災害が多発したことを背景に、関係省庁で構成される「事故災害防止安全対策会議」が立ち上げられ、我が国全体の問題として、「安全文化」の創造、すなわち、組織と個人が「安全」を最優先にする気風や気質を育てていくことが重要であり、このためには、学校教育や企業内教育における安全教育の充実等を通して、国、地方公共団体、事業者、労働者、国民一般がそれぞれにおいて安全を確保するための積極的な取組を行い、社会全体での安全意識（モラル）を高めることとされた。厚生労働省においても、安全衛生教育の充実、安全衛生意識の高揚等に取り組む⁷とともに、企業が自主的な安全活動を展開していくツールである労働安全衛生マネジメントシステムの普及やリスクアセスメントの着実な実施・定着を進めてきたところである。

このようなことから、「安全文化」という言葉自体は、安全週間のスローガンに使用されるなどにより、産業界で認知されてきているものの、果たして、企業において具体的に実践できているか（安全文化の醸成がなされているか）をここで改めて問い直す必要があるだろう。また、労働災害が長期的には減少してきている中で、安全に対する過信に始まる「安全文化」の劣化が懸念される。

さらに、2007年問題としてクローズアップされたように、日本の産業安全を支えてきた団塊の世代の大量退職等で、現場における安全のノウハウの消失も懸念

⁷ 平成12年3月17日基発第146号の2「「安全文化」の創造に向けた取組について」

される。

(2) 具体的な戦略

① 企業における安全文化を醸成

企業は、経営と安全活動を一体としたマネジメントのもと、安全に対する確固たる姿勢を経営トップから現場労働者まで一致させる活動ができているかチェックし、安全文化を醸成していくべきである。

このためには、多層構造である大規模な組織の場合は、トップの姿勢を現場層までしっかり行き渡らせることが課題であるので、キャリアパスとして階層別にその立場に応じた安全教育を実施することが有効である。この際、部署の判断を担う管理層の行動原理として安全の重要性を教育することが重要である。

中小企業は、トップと現場層が比較的近いことが強みであるが、経営基盤が脆弱であることから、マネジメントシステムはもとより、リスクアセスメントなどの安全文化を醸成するツールの定着率が低い。厚生労働省は、中小企業におけるリスクアセスメントやマネジメントシステムの導入の取組を支援していくべきである。

また、中小企業の安全活動は、景気や取引先企業の意向に影響される一面もあることから、大規模な企業は①構内で共に働く協力会社を含めた安全文化を構築していくこと、②調達関係にある中小企業における安全文化が醸成されることに配慮していくことが望ましい。

② 安全の現場力を維持・向上

経営トップは、安全の現場力を維持・向上させるため、安全に対する現場の努力を積極的に支援し、現場の安全活動をやりやすくする環境づくりを進める必要がある。とくに、現場の安全活動の中で、安全活動の「見える」化は、危険認識や作業上の注意喚起を分かりやすく周知できるとともに、一般の労働者も参加しやすい活動であり、その達成感を共有できるものである。厚生労働省は、中小企業でも活用できるものを念頭に置きつつ、企業における事例を収集して提供するとともに、コンクールを開催して取組を活性化させるべきである。

また、企業は、表彰やキャリアパスの形成などで安全担当者の地位を向上させ、安全活動のモチベーションとガバナンスを高めることが重要である。

WK「私はこうします」運動



(←) 自分の作業内容に合わせてWKワッペンを選ぶ。胸に付けた行動目標が守られているか、作業中に職長らが確認する。



(←) 新規入場者は毎朝WKワッペンを取り、名札を左へ1つ移動し、10日目に若葉マークをはがす。

(資料出典) 「安全衛生優良事例」建設労務安全研究会をもとに作成

グレーゾーン募集

(→) 現場オペレーターがデジカメを持ち、明確な危険でなくとも、危険だと思われる箇所や不具合への気づきを写真にとり、それを提示して賛同者の署名を集める。

署名が5名以上集まれば優先的に改善する。危険への気づきの目を共有できる活動。

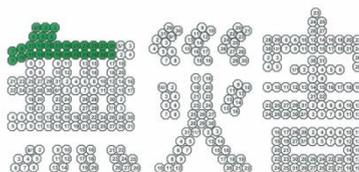


(資料提供) 高野研一 慶応義塾大学教授

「無災害記録365」

(→) 1日無災害であれば緑でマスを塗りつぶしていくことで、安全活動の達成感と意識の高揚を図る。

平成22年度『無災害記録365』



(資料提供) 株式会社関電工をもとに作成

工事写真を活用したKY活動

(→) 工事写真を安全掲示板に表示しておき、危険予知活動に活用する。

普段の作業を、直接手を動かさず立場から、全体を見渡す目線で、見ることができるため、幅広い意見が出る。実際の写真を活用することにより、参加意識が高まる。



(資料出典) 「安全衛生優良事例」建設労務安全研究会をもとに作成

「マイレベルカード」

(→) 徹底して取り組む項目を月単位で定め、カードの①から⑤に現時点のレベルを緑で塗り、その後にレベルアップした場合に赤で塗る。

マイ レベルカード	
①	②
③	④
⑤	⑥
まだ未だ	完了!
My level	
【6月版 安全テーマ】	NO.
手すりを持つ hold handrail	NAME
レベルの説明カード	
【安全行動遵守レベルの説明】	
5:安全行動を遵守できていない人に、注意ができる。	
4:無意識でも安全行動を遵守できる。	
3:必ず安全行動を遵守している。	
2:80%は安全行動を遵守している。	
1:50%は安全行動を遵守している。	
マークなし:安全行動遵守を怠らなさい。	

(資料提供) (株)ディスコ広島事業所

第67回(平成20年度)全国産業安全衛生大会研究発表集(中央労働災害防止協会)をもとに作成

図7 「見える」安全活動の一例

戦略3. 人材が生き生きと活躍できる職場づくり

(1) 現状と課題

企業を支えるのは人材である。しかしながら、企業の若い世代は年輩世代が築いてきた安全に慣れすぎて「何が危険か」「どうなれば危険か」といった危険の感性が鈍くなってきているのではないか、安全は与えられるものと考えて自らの努力で安全を実現するという意識が低下してきているのではないかといった懸念が指摘されている。

とくに、新たに就職してくる若者については、「現実の作業実態や、事故、危険性ということを知らない設計者が設計するシステムには潜在的に内包される危険性があること」、「産業に従事するものに、本来身につけておくことが期待される基

本的な技量や知識が不足しており、危険な行為をそれと知らずに平然と行ってしまうこと（従来であれば入職前に身につけていたことが身につけていないこと）による危険性があること」など、教育により対応すべき点も指摘されている。⁸

また、将来の労働力を支えるには、女性や高齢者がいっそう活躍する必要があり、そのための職場環境の整備は、企業の将来の競争力において重要な要素となろう。新成長戦略では、女性、高齢者の就業率の向上を目指し、それぞれ目標値を73%（現状66.5%）、63%（現状57.1%）としているところである。

（2）具体的な戦略

① 中小企業における若者の安全教育を支援

危険体感設備を設けて疑似体験させる等工夫した安全教育に取り組んでいる企業もあるが、財政面や講師等の人材面で十分でない中小企業における若者教育を支援する必要がある。

このため、厚生労働省は、自社の危険体感設備を外部に開放している企業等の情報をホームページ等で提供し、サービスを求める中小企業とのマッチングを図るなど、民間企業の活力を活用した支援を行っていくべきである。

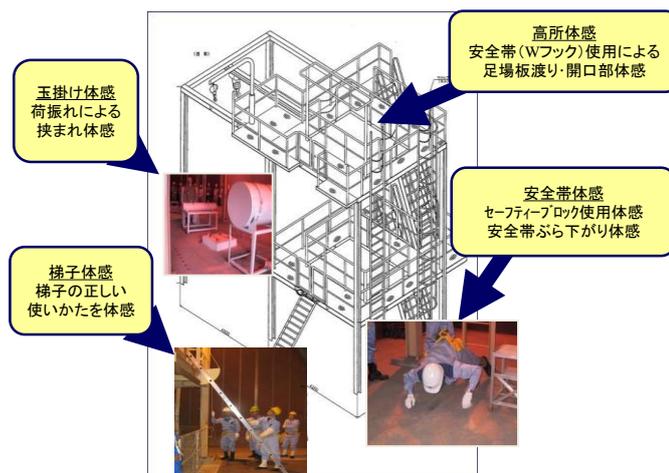


図8 危険体験教育（写真提供 JFEスチール(株)東日本製鉄所

また、従来から、技術革新等の社会情勢の変化に対応するため、働く方の安全教育が実施されている。今後も、加齢による心身機能の低下に配慮しつつ安全教育を推進すべきである。

② 大学等における安全教育の実施

将来の産業を支える若者に対し、働く方の安全に取り組むことが企業経営にお

⁸ 日本学術会議 人間と工学研究連絡委員会安全工学専門委員会「安全・安心な社会構築への安全工学の果たすべき役割(平成17年8月31日)」

いて重要であることを認識させることが必要である。また、若者の危険への感受性が低くなってきていることから、大学等において、産業界と連携しながら、就業前教育としての安全教育を実施し、若者のエンプロイアビリティを高めることが必要である。

このため、リスク、ヒューマンエラー、安全設計等の安全管理の基礎を学べる試行的なプログラムを開発するなどして、大学や高等専門学校における実践的な職業人教育としての安全教育の必要性を強調すべきである。

③ 将来の労働力を支える女性や高齢者が活躍していくための職場づくり

女性や高齢者の活用は一層重要である。先進的な企業はすでに多くの手を打っているところもあるが、全般的に見ればこれからの感がある。厚生労働省は、作業環境の管理や作業方法の改善などのハード面について指針⁹を示しているところであるが、新たにソフト面を含めた働きやすい職場づくりの内容を示し、ハード及びソフトの両面から企業における措置を促進すべきである。

戦略4. 安全に対する意欲を呼び起こす公共工事を推進

(1) 現状と課題

公共工事が減少傾向にある中で、厳しい価格競争をはじめ、建設業は厳しい競争下にあるが、いかなる状況においても安全対策が不徹底になることがあってはならないものである。

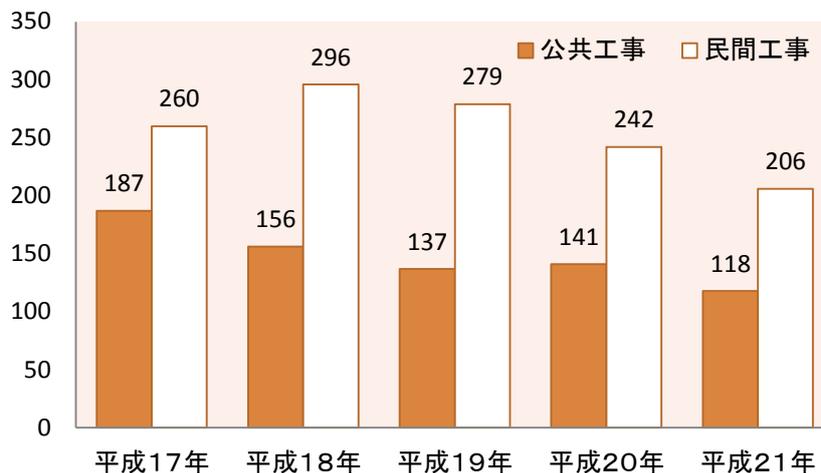


図8 建設業における死亡災害の発注機関別発生状況

公共工事の関係省庁において、平成20年度以降に発注する公共工事については、

⁹ 事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針(平4.7.1 労働省告示第59号(改正 平9.9.25 労働省告示第104号))

原則、総合評価方式を実施することとなっており、また、地方公共団体等においてもその採用が進んでいる。

総合評価方式では、地盤面から高い場所での作業を伴う工事や現道交通を通行させながら行う工事等、厳しい施工条件、現場条件を課す工事等において、現場施工の安全管理や現場作業員の安全対策等に関する技術提案を求めている。

建設業にとっては、国・地方公共団体等からの公共工事が大きな受注源であり、戦略2(2)①で論じたとおり、これらの業種の企業の安全文化を醸成していく上では、国・地方公共団体等の発注者としての率先した配慮が不可欠である。

(2) 具体的な戦略

どのような条件で発注した工事であっても、安全を軽視してはならず、法令遵守はもとより、創意工夫を凝らした取組により、安全対策の徹底を図る必要がある。このため、まずは、厚生労働省の公共工事について、安全衛生対策に係る計画書を提出することを条件付ける改革を実施するべきである。

また、経営トップの方針のもと、自主的な安全活動をPDCAサイクルで組織的・体系的に実施する仕組みである「労働安全衛生マネジメントシステム」は一部の公共発注機関において入札時の評価加点要素として活用されているが、今後、前述の戦略1及び2の取組を通じた普及・促進により、その更なる拡大に資するべきである。

第3章 戦略の進め方

第1章では、労働災害の現状を概観し、平成22年に死亡災害が大幅に増加した要因等を分析した。また、行政による労働災害防止対策の推進と企業における自主的な安全活動の両輪が労働災害を減少させる上で重要であることを述べた。

第2章では、企業における労働災害防止活動を活性化させる具体的な戦略を論じた。

厚生労働省は、平成23年度は、以下の取組を実行することにより「安全から元気を起こす戦略」を実行に移すべきである。

1. 企業における労働災害防止活動を活性化させる戦略の進め方

以下の取組を平成23年度に実行する。

【戦略1】 安全活動に意欲のある企業が評価される仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none">・ 「安全プロジェクト」を立ち上げる・ 安全ブランドと企業投資、消費者の選択行動との関係について研究に着手する。
【戦略2】 企業の安全活動の活性化を支援	<ul style="list-style-type: none">・ 工業団地等の中小企業に対するリスクアセスメント研修を実施する。・ 「見える」安全活動コンクールを開催する。・ 「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」を充実する。
【戦略3】 人材が生き生きと活躍する職場づくり	<ul style="list-style-type: none">・ 自社の危険体感設備を外部に開放している企業等の情報をホームページで提供し、サービスを求めている中小企業とのマッチングを図る。・ 公募による大学等による安全教育プログラムの実施に着手する。(平成23年中に募集予定)・ 働きやすい職場づくりの内容を示し、ハード及びソフトの両面から企業における措置を促進する。
【戦略4】 安全に対する意欲を呼び起こす公共工事を推進	<ul style="list-style-type: none">・ 厚生労働省の公共工事については、低価格受注による安全軽視を防止するため、安全衛生対策に係る計画書を提出することを条件付けることを試行し、評価・検証する。・ 公共工事の入札における労働安全衛生マネジメントシステムの活用拡大に向けた取組を推進する。

2. 死亡災害の増加等の緊急な課題への対応

厚生労働省は平成22年に大幅に増加した労働災害に対し、以下の対策を推進していくべきである。

<p>(1) 墜落・転落災害の防止対策</p>	<p>建設業における墜落・転落による死亡災害が増加しているため、高所作業における墜落・転落防止措置の徹底を図る。特に、足場からの墜落災害では省令に基づく措置が講じられていない事案が多く認められることから、当該措置の徹底や通達で示した「より安全な措置」の更なる普及を図る。</p> <p>また、「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」の検討結果を踏まえ、適切な手順に基づく作業の徹底、足場の点検の確実な実施、労働者に対する教育の実施等について指導する。</p>
<p>(2) 交通労働災害防止対策</p>	<p>陸上貨物運送事業における交通事故による死亡災害が大幅に増加しており、長時間勤務による疲労がその原因と思われる事案が多く認められる。</p> <p>このため、死亡事故を発生させた事業者に対し走行計画の改善等について指導するとともに、地方運輸機関と連携して、陸上貨物運送事業者に対し、運転者の勤務実態を踏まえ、疲労が蓄積されることがないように適正な走行管理について集団指導を行う。</p>
<p>(3) 熱中症対策</p>	<p>昨年夏の猛暑により、職場における熱中症による死亡災害が多発したことを踏まえ、建設業、製造業等、夏季に暑熱な環境で作業を行う事業者に対し、平成21年に策定した「職場における熱中症予防対策」を早期に周知し、必要な指導を行う。</p> <p>また、暑さによるふらつき、疲労の蓄積等が労働災害を誘発させるおそれがあることも併せて注意喚起する。</p>
<p>(4) 林業における労働災害防止対策</p>	<p>林業については、間伐作業が増加していることや、建設業等他業種から新たに参入する事業場が増加していることから、雇入れ時の安全衛生教育の実施や伐木作業に伴うかかり木処理の適切な実施について指導を行う。</p>
<p>(5) サービス産業における労働災害防止対策</p>	<p>全産業に占める第三次産業の労働災害の割合は年々増加しており、工程表の目標である2020年までに労働災害を3割削減するためには、第3次産業対策にいっそう取り組む必要がある。このため、第3次産業における総合的な労働災害防止対策を策定する。</p> <p>社会福祉・介護事業については、「社会福祉施設におけ</p>

	<p>る安全衛生対策マニュアル」、「介護労働者の腰痛予防対策チェックリスト」を活用した計画的な指導を行う。</p> <p>小売業については、作業行動に伴う人的要因を原因とする労働災害が大半を占めていることから、安全衛生管理体制の確立、労働者の安全意識の高揚を重点に指導を行う。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3. 震災復旧・復興工事における労働災害防止対策

被災地の復旧・復興工事に従事される方の安全を確保するため、厚生労働省は、がれきの処理、仮設住宅の建設における労働災害防止対策を推進しているが、これから行われる建築物の解体、港湾施設、防波堤、道路等の復旧工事の進捗に合わせ、発注機関との連携を図りつつ、指導をしっかりと行っていく必要がある。

(参考) 東日本大震災への厚生労働省の対応

- ・ 災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について、建設業団体に要請するとともに、都道府県労働局あて通知（3月18日）
- ・ 災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について、次の事項を具体的に建設業団体に要請するとともに、都道府県労働局あて通知（3月28日）
 - 建築物の解体、改修工事、がれきの処理における労働災害防止対策
 - 応急仮設住宅の建築における安全対策 等
- ・ マスク製造企業から提供を受けた防じん用マスクを被災地の労働局において無償配布（第1次：2万枚（4月1日～）、第2次：7万枚（4月11日～））
- ・ 屋外のがれき処理作業における防じん用マスクの不足に対処するため、我が国の型式検定合格品と同等以上の粉じん捕集能力を有する米国規格のマスクの使用を暫定的に認めることとした（4月11日）
- ・ 今後がれき処理が本格化されることから、その労働災害防止対策についてQ&Aを作成し、周知徹底について都道府県労働局に通知（4月22日）
- ・ がれき処理作業を行う方等を対象に、安全に作業を進めるための注意点についてまとめたリーフレットを作成し、被災地の労働基準監督署等で配布（4月22日）
- ・ 仙台市において、がれき処理作業の開始に併せ、本省、宮城労働局、仙台労働基準監督署及び建設業労働災害防止協会による合同パトロールを実施し、労働災害防止を指導（4月22日）
- ・ 初めてがれき処理に従事する労働者の労働災害防止のため、事業者へ雇入れ時教育を確実に実施させるとともに、初めてがれき処理に従事する者に対する講習会を開催するよう都道府県労働局あて通知（講習会は、個人事業主やボランティアの方々も受講可能）（4月25日）

また、岩手、宮城、福島を中心に広範囲に亘る未曾有の被害であること、このため、各種工事が輻輳して行われること、建設業に不慣れな方も就業されることによる労働災害を防止していくためには、国のリーダーシップのもとに、日本の国づくりを支えてきた建設業界が個別企業の枠組を超えて協力し、官民一丸となって、「すきま」なく労働災害防止対策を推進していく必要がある。いわば、『東日本大震災復旧・復興工

事安全プロジェクト』を展開していくべきである。

【問題意識】

- 岩手、宮城、福島を中心に広範囲に亘る甚大な被害(建築物、土木構造物、インフラ)を早期に復旧・復興させることが国家的な課題となっている。
- 輻輳して行われる各種工事や、建設業に不慣れな労働者による就業に伴う労働災害の発生が懸念される。

【※】阪神・淡路大震災では、震災復旧工事における労働災害は、死亡者40人、死傷者944人

【プロジェクトのコンセプト】

- 震災復旧・復興工事の安全な実施に当たっては、国のリーダーシップのもと、建設業界が個別企業の枠組を超えて協力し、工事の進捗に合わせた対策を「すきま」なく、強力に推進することが必要不可欠

《コンセプト》

震災復旧・復興工事の「安全」な実施は、日本が「元気」を取り戻すための第一歩

【プロジェクトの概要】

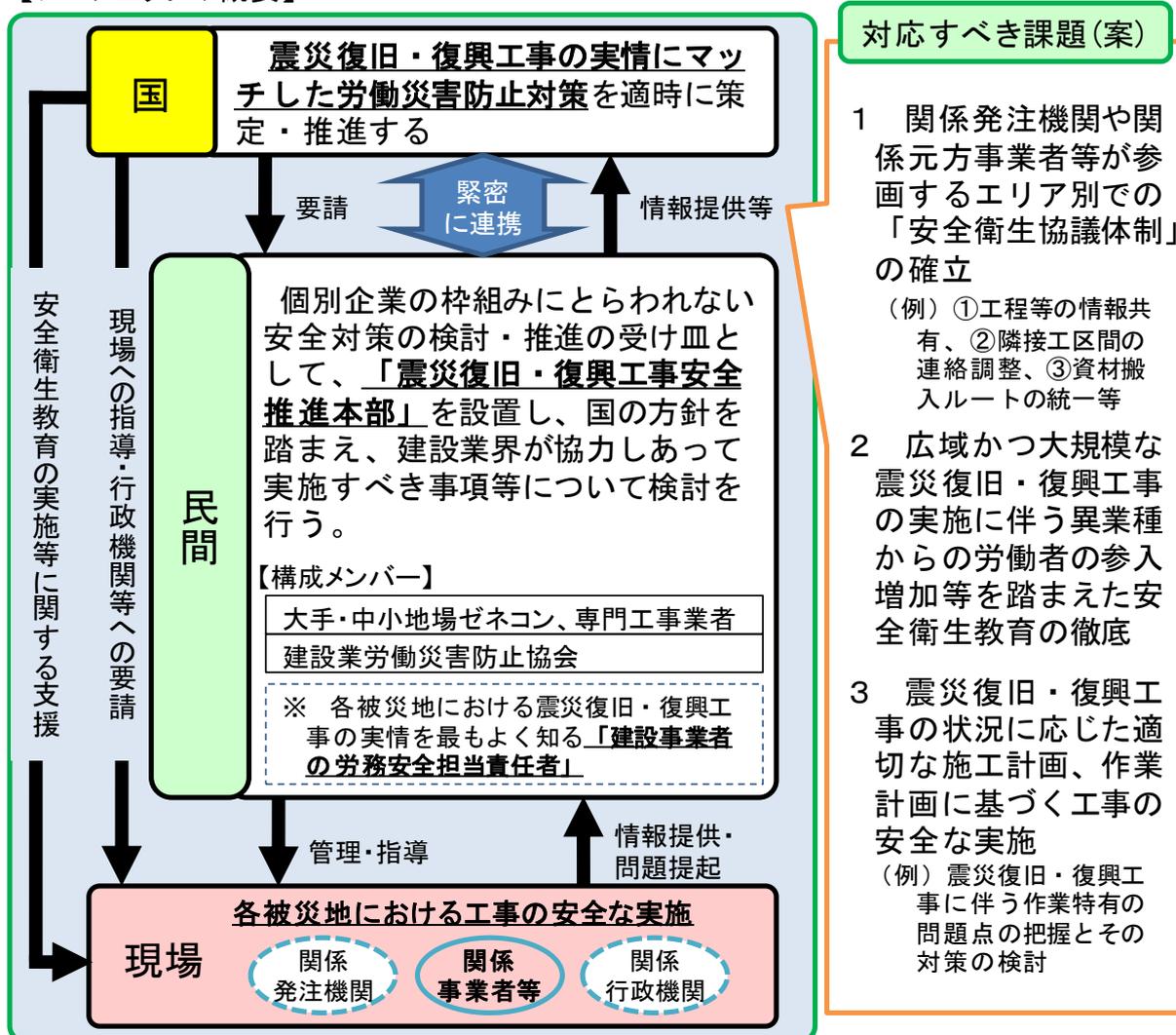


図10 東日本大震災復旧・復興工事安全プロジェクトの概要

4. 終わりに

本提言で述べた元気を起こす安全職場は、労使、家族、社会の参加のもと、不断の努力により実現できるものである。

厚生労働省は、関係省庁と連携しつつ、労使、家族、社会と対話をしながら、戦略に基づく個々の取組を評価、検証、改善して取り組んでいくことが重要である。